国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室への質問（2020 年 3 月 23 日）

１　行政不服審査法に基づき、「石木ダム建設工事の事業認定処分の取り消し」の裁決を求める審査請求に対する審査結果の時期

2013 年 9 月 6 日に土地収用法に基づき行われた石木ダム建設工事の事業認定処分に関して、同年 10 月初めに行政不服審査法に基づき、「処分の取り消し」の裁決を求める審査請求が数多く出されている。その後、6 年半が経過したにもかかわらず、審査結果がいまだに示されていない。

①　審査庁である国交省土地収用管理室がこの審査請求に対する審査結果をいつ示すのかを明らかにされたい

【土地収用管理室回答】

審査中であることから、現段階で裁決の予定日についてお示しすることはできません。

②　審査結果を示すことがなぜこれほどまでに遅れているのか、その理由を明らかにされたい。

【土地収用管理室回答】

土地収用法に関する行政不服審査については、通常の行政不服審査にはない固有の手続が規定されているなど、審査に時間を要するのが実情です。その上で、 ・審査請求の件数が多数であること ・請求人の主張する論点が多岐に渡ること 等の事情を有する案件については、より長い審査期間が必要となります。

③　石木ダム建設事業以外の事業で、審査がこれほど遅れている事例があるのかを明らかにされたい。あれば、その事例を示されたい。

【土地収用管理室回答】

特定個人の審査請求に係るものであるため、具体的な事業名まではお示しできませんが、多数の請求がなされた案件や、事業認定に関する案件で、本件以上の審査期間を要したものがございます。

２　審査請求に対する審査結果を示すまで、長崎県収用委員会に対して収用裁決と明渡裁決を出さないことをなぜ求めなかったのか。

2019 年 5 月に長崎県収用委員会は石木ダム予定地の地権者に対して収用裁決と明渡裁決を出した。

上記の行政不服審査法に基づく審査請求は、長崎県収用委員会の裁決を止めるために行ったものであるにもかかわらず、いまだに審査請求に対す審査が継続中であるのは、行政不服審査法の目的「国民の権利利益の救済を図る」（第一条）が蔑ろにされているといわざるを得ない。

国交省土地収用管理室は、長崎県収用委員会に対し、審査庁が審査請求に対する審査結果を示すまで収用裁決と明渡裁決を出さないことをなぜ求めなかったのか、その理由を明らかにされたい。

【土地収用管理室回答】

収用委員会は都道府県知事の所轄の下に置かれ、法律に「独立してその職権を行う」（土地収用法第 51 条）と明記されています。そのため、裁決の申請以降の手続については起業者と都遥府県収用委員会の間の手続となり、国は関与しない制度になっております。

3　審査結果が石木ダム建設工事の事業認定処分について疑義を含む場合

国交省土地収用管理室がいずれ示す審査請求に対する審査結果が石木ダム建設工事の事業認定処分について疑義を含むものであった場合、2019 年 5 月に長崎県収用委員会が出した収用裁決と明渡裁決はどのようなことになるのか、これらの裁決は効力が失われることになるのか、国交省土地収用管理室の見解を示されたい。

【土地収用管理室回答】

お尋ねの「審査結果が石木ダム建設工事の事業認定処分について疑義を含むものであった場合」は仮定の話であることから、それを前提とした内容についてお答えすることは困難ですが、一般論としては、前回 2 月 1 3 日のヒアリングでお答えしたとおりとなります。

4　「石木ダム建設工事の事業認定処分の取り消し」の裁決を求める審査

上記の審査請求について国交省土地収用管理室が行った公害等調整委員会への意見照会に対して、公害等委員会から回答が出されている。その回答では次ページに示す通り、二つの指摘があった。

①は利水に関するもので、「その算定の基礎となった・・・・資料が示されておらず.・・・被害の算定過程が明らかでなく，当委員会において審査請求人の主張の当否を判断することができない。審査に当たっては、上記算定資料等を調査検討の上結論を出すべきである。」と記されている。

②は治水に関するもので、「貯留関数法モデルの諸データを保管していないため数値の科学的合理性が担保されていないとする審査請求人の主張の当否を判断することができない。審査庁においては、基本高水量の算出に係る処分庁の主張の合理性につき、処分庁の主張立証を調査検討の上、結論を出すべきである。」

この二つの指摘に対して、審査庁である国交省土地収用管理室はどう対応しようとしているのかを明らかにされたい。

①　平成 29 年 3 月 3 日付けの回答（公害等調整委員会）

ウ 1 ⑶ ウについて

審査請求人は， 口頭意見陳述において， 起業者による費用対効果の検討は， 非現実的な渇水被害を前提にしたものである旨の主張をしているところ， 貴省から提出された資料には，起業者が費用対効果分析を行い，事業全体及び残事業についての費用便益比を算定し，いずれも高い結果が得られていることから事業の有効性は明らかであると記載されている。しかし， 上記資料では， 石木ダムを水源とした事業を実施しなかった場合の断減水被害額を算定するなどして便益を算定したとしているものの， その算定の基礎となった被害額や算定方法等の資料が示されておらず， 渇水被害の発生頻度， 断減水による被害の算定過程

が明らかでなく， 当委員会において， 審査請求人の主張の当否を判断することができない。

② 平成 31 年 1 月 26 日付けの回答（公害等調整委員会）

d 1 ⑵ア（イ）② d について【検証用データの不存在】
資料によれば， 川棚川流域では，雨量観測所や水位観測所が整備され， 貯留関数法を用いるのに十分なデータが蓄積されているとする具体的なデータは含まれておらず，貯留関数法モデルの諸データを保管していないため数値の科学的合理性が担保されていないとする審査請求人の主張の当否を判断することができない。
したがって，審査庁においては， 基本高水量の算出に係る処分庁の主張の合理性につき， 処分庁の主張立証を調査検討の上結論を出すべきである。

【土地収用管理室回答】

公害等調整委員会の指摘も踏まえ、裁決のために必要な審査を行っております。